令和６年度 寒河江市スポーツ競技力向上等支援事業費補助金交付要綱

　（目的及び交付）

第１条　（一社）寒河江市スポーツ協会は、市民のスポーツ競技力向上及び指導員、審判員の資質向上等を図るため、第３条に掲げる事業を行う場合において、この要綱に定めるところにより、寒河江市から受託した事業予算の範囲内で補助金を交付する。

　（補助対象者）

第２条　この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、（一社）寒河江市スポーツ協会に加盟する団体及び寒河江市内在住の個人とする。ただし、第3条(2)及び(3)の事業の補助金の交付を受けようとする場合は、対象者が寒河江市内在住の者であることとする。

（対象となる経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、以下の各号に掲げる事業に係る経費とする。ただし、(2)及び(3)については、各競技団体組織での助成制度等がある場合は、対象としない。

1. 競技力向上事業

競技力向上を図るため各種スポーツ大会等の開催に係る経費

1. 指導員及び各種審判員資質向上事業

指導員及び審判員等の資質向上のため研修会等を実施するための経費または有資格者の指導員及び審判員が、資質向上を図るための研修会等受講に係る経費

1. 指導員及び各種審判員資格取得支援事業

新たに指導員又は審判員の資格取得に係る経費

　（補助金の額）

第４条　交付する補助金の額は、前条各号に掲げる事業遂行に必要な経費を対象とし、交付額については「別紙1」のとおりとする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付申請をしようとする者(団体)は、補助金等交付申請書(様式第１号)を（一社）寒河江市スポーツ協会会長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項(2)及び(3)については、研修会等の参加前までに申請しなければならない。

（実績報告）

第６条　事業主体は、事業が完了したときは、事業完了後１ヶ月以内に補助事業等

実績報告書(様式第２号)を（一社）寒河江市スポーツ協会会長に報告しなければならない。

（概算払）

第７条　（一社）寒河江市スポーツ協会会長は、特に必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

（帳簿の備付等）

第８条　この補助金に係る帳簿及び証拠書類は、交付金の交付を受けた翌年度から起算して

５年間保管しなければならない。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は（一社）寒河江市スポーツ協会会長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年５月２８日から施行する｡